

広島県高等学校体育連盟卓球専門部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部を広島県高等学校体育連盟卓球専門部と称する。(以下「本専門部」と略称する。)

第2条 本専門部の事務局は専門部役員在任の学校に置く。

第2章 目的

第3条 本専門部は全国高等学校体育連盟卓球専門部の目的とすることを具現化し、広島県卓球協会ならびに協会加盟の各団体と連携し、本県高等学校卓球競技の円滑な運営と競技力の向上を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 高等学校生徒の卓球競技に関する指導奨励。
- 2 高等学校生徒の各種大会・講習会の開催。
- 3 高等学校生徒の卓球競技に関する調査・研究。
- 4 競技力向上及び指導者養成に関する事項。
- 5 関係諸団体との連絡調整。
- 6 その他本専門部の目的達成に必要な事業。

第4章 組織

第5条 本専門部は広島県高等学校体育連盟に加盟し、本専門部に登録した学校をもって組織する。

第6条 本専門部は前章の事業を執行するため、次の常置専門機関を置く。

- 1 広島県高等学校体育連盟卓球専門部委員会（以下「委員会」と略称する）
- 2 地区支部（広島，呉，尾三，福山，三次）

第5章 役員

第7条 本専門部に次の役員をおく。

- 1 部長 1名
- 2 委員長 1名（中国五県委員を兼ねる）
- 3 副委員長 2名（委員の中から2名を互選）
- 4 委員 14名（副委員長2名を含む）
- 5 監事（監査） 1名

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 部長及び委員長は、委員会で推薦し、承認する。
- 2 1において承認された部長及び委員長は、本専門部から広島県高等学校体育連盟会長に推薦し、その委嘱を以て決定する。
- 3 副委員長は委員長の推薦により各地区支部代表から選出し、部長が任命する。
- 4 委員は各地区支部代表10名（広島2名，呉2名，尾三2名，福山2名，三次2名）と、

審判長 1 名， 会計 1 名， 情報処理 2 名とする。

5 監事（監査）は， 委員長が推薦し， 部長がこれを委嘱する。

第 9 条 役員の任期は次のとおりとする。

1 役員の任期は 2 年とし， 再任を妨げない。

2 欠員によって補充された役員の任期は， 前任者の在任期間とする。

第 10 条 役員の任期途中で欠員が生じた場合， 必要により改選・補充するものとする。

第 11 条 役員の任務は次のとおりとする。

1 部長は本専門部を代表し， 業務を統括する。

2 委員長は本専門部を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し， 委員長に事故があるときはその職務を代行する。

4 委員は本専門部の運営を行う。

5 各地区支部代表委員は各地区支部で本専門部に登録した学校を代表し， その連絡・調整を行う。

6 監事（監査）は本専門部の会計事務を監査する。

第 12 条 本専門部の役員は学校教育法 60 条・第 1 項に規定する校長・教頭・主幹教諭・教諭の職にあるものがあたることを原則とする。

第 6 章 会議

第 13 条 本専門部の審議決議機関として委員会を置く。

1 委員会は監事以外の役員をもって構成し， 年 3 回定期に部長が招集する。但し， 部長または委員長が必要と認めたとき及び委員の 1/4 以上が要求した場合， 臨時委員会を招集しなければならない。

2 委員会は構成員の半数以上の出席により成立する。委員会に出席できない者は， 委員会出席者を代理人として委任状により評決でき， 出席扱いとなる。

3 委員会の決議は出席者の過半数によって決する。

4 各地区支部代表委員は， 委員会で決定した事項を速やかに各地区支部の加盟校に連絡しなければならない。

第 14 条 委員会は次の事項について審議決議する。

1 予算並びに決算の承認

2 役員の承認

3 本専門部の事業に関する事項についての決定並びに承認

4 規約の改廃に関する事項についての決定並びに承認

5 その他本専門部の運営に関する必要な事項についての決定

第7章 会計

第15条 本専門部の経費は、広島県高等学校体育連盟運営費、補助金、その他をもってあてる。

第16条 本専門部の予算決算は、委員会の議を経て監査を受け、部長の承認を得るものとする。

第17条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第8章 附則

第18条 本規約は、委員会の決議により改正することができる。

第19条 本規約は平成28年6月5日より実施する。